一般社団法人堺市医師会　定款施行規則

第１章　　総　　則

第　１条　一般社団法人堺市医師会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）の施行は、一般社団法人堺市医師会定款施行規則の規定によるものとする。

第　２条　定款施行規則の変更は、本会理事会（以下「理事会」という。）の議を経て、定款第 59 条の規定により本会の総会の決議を得なければならない。

第２章　　会　　員

第　３条　定款第７条第１項により本会に入会を希望する医師は、次の事項を記載したＡ会員入会・移転等申出書２通を本会会長に提出するものとする。

（１）　現住所、氏名、生年月日及び性別（氏名に振りがなをつける）

（２）　資格（最終卒業学校又はこれに代わるもの）及び医師資格取得年月日

（３）　学位又は、称号及び学位取得年月日

（４）　医師免許証登録番号及び登録年月日

（５）　自己開設又は勤務の病院・診療所の名称及び所在地

（６）　診療（就職）開始年月日及び診療日時

（７）　診療科目

（８）　自己が病院又は診療所を有して他に勤務する場合は、勤務場所の名称及びその所在地

（９）　病室を有するときは、病室数及び収容定員数

(10)　診療従事医師並びに薬剤師の定員数

(11)　医師免許取得後の経歴の大要

(12)　その他必要な事項

２　未入会の医療機関開設の医師が本会にＡ会員として入会を希望する場合は、医療機関開設３年を経過した後、前項のＡ会員入会・移転等申出書を本会会長に申出ることができる。なお、所定の申込書以外に入会嘆願書と本会Ａ会員２人の推薦書を提出するものとする。

３　前記の推薦者は、本会役員との入会面談時に同席するとともに、本会運営委員会規定第４条の地区委員及び開設場所の半径１キロメートル以内にある医療機関の本会会員との面談等にも同席するものとする。

第　４条　定款第７条第１項により本会に入会を希望するＡ会員以外の医師は、次の事項を記載した入会申込書２通を本会会長に提出するものとする。

（１）　現住所、氏名、生年月日及び性別（氏名に振りがなをつける）

（２）　資格（最終卒業学校又はこれに代わるもの）及び医師資格取得年月日

（３）　学位取得年月日

（４）　医師免許証登録番号及び登録年月日

（５）　勤務する医療機関の名称及び所在地

（６）　自己の診療科目

（８）　勤務する医療機関が病室を有するときは、その病床数

（９）　その他必要な事項

第　５条　入会時には、定款第８条第１項の本会所定の入会金等を添えなければならない。ただし、入会金の分納を希望する時は、入会時に申出を行い、理事会の承認を得なければならない。

２　定款第８条第１項の会費は、入会後に本会からの請求により納付するものとする。

３　新たに入会した会員の分担する会費は、入会の日より起算する。

第　６条　会員が、定款第８条第１項の会費納入がなされないときは、本会会長は、当該会員に対し支払を督促するものとする。

２　本会会長が、再三督促しても誠意を示さず、１年以上会員たる義務を果さないと認められるときは、理事会の議を経て、定款第１３条第３号の規定を適用し、会員資格を喪失させるものとする。

第　７条　本会は、新たに入会した会員があるときは、入会手続き完了次第、遅滞無く本会所有の会員原簿に登録しなければならない。

第　８条　入会の年月日は、入会届書記載の年月日とする。ただし、特別の事由があるときは、理事会の同意を得て、入会届書受付の年月日とすることができる。

第　９条　会員原簿は、毎年 12 月１日、本会に在籍する会員に基づき調整するものとする。

第１０条　定款第７条第２項により、本会を退会しようとするときは、次の事項を記載した退会届を本会会長に提出するものとする。

（１）　退会者の住所氏名

（２）　自己又は勤務の病院、診療所の名称及び所在地

（３）　その他必要な事項

２　会員の死亡による退会は、法定届出義務者より前項に準じ届出を受けるものとする。ただし、特別の事由がある場合には、理事会の認定により退会手続きを行うことができる。

第１１条　退会の年月日は、退会届受理の年月日とする。ただし会員の死亡による場合は、死亡の年月日とすることができる。

第１２条　退会又は死亡した会員が、既に本会に支払った会費、負担金及び寄附金等は一切返還しない。

第１３条　定款施行規則第３条の届出事項に異動を生じたときは、次の事項を記載した異動報告書２通を、本会会長に提出するものとする。

（１）　届出人の住所氏名

（２）　異動を生じた事項（新旧又は前後に区別して明確に記載すること）

（３）　異動を生じた年月日

（４）　その他必要な事項

第１４条　会員が、定款第１２条第１項各号に違反したと認められるときは、本会会長は、当該会員に対し注意を与えて自粛自戒を促すことができる。

２　本会会長が、再三注意を促しても、尚、改悛の事実が認められないときは、理事会の議を経て定款第３９条の裁定委員会に付さなければならない。

第１５条　定款第１２条により会員を戒告又は除名したときは、その氏名及び事由の概要を、大阪府医師会（以下「府医師会」という。）並びに本会会員に通告する。

２　戒告又は除名された者が、改悛の情が顕著で、当該会員若しくは会員であった者から処分解

除の申告があったときは、定款第３９条の裁定委員会の議を経て、社員総会の決議によりその処分を解除することができる。この場合も前項に準じて府医師会並びに本会会員に処分の解除を通告する。

第１６条　会員の吉凶に対して、本会は、慶弔の誠意を披瀝するものとする。その取扱手続は、本会慶弔規定による。

第１７条　本会に名誉会員制を設けることができる。

第１８条　本会会員として２０年以上在籍し、かつ満年齢８０才に達している者は、本人の申請により、本会会長の承認を得たうえで、理事会の議決を経て、本会会費の免除を受けることができる。ただし、満年齢８０歳に達しても在籍年数が２０年に達しない会員は、在籍２０年に達するまで会費を納入しなければならない。

２　本会会員のうち女性会員が出産した場合は、申請により出産した年度の翌１年間は、会費の免除を受けることができる。

第３章　　役員その他の機関

第１９条　定款第２３条に掲げる役員の数は、次のとおりとする。

会　長　　１人
副会長　　３人
理　事　２０人
監　事　　２人

２　会長及び副会長は、いずれも理事とし、理事会の会員数は、計２４人とする。

第２０条　定款第２５条による監事の職務は、特に会計の監査を厳にし、決算書その他重要な会計書類には、監査の都度、署名及び押印しなければならない。

２　監事は、定款第３８条による理事会の議事録に署名・押印しなければならない。

第２１条　監事は、必要があると認めるときは、金銭出納を立証するに足る証憑書類物件等の提示を理事会に求めることができる。

第２２条　新旧役員交替の場合には、責任をもって事務引継ぎを行わなければならない。

第２３条　役員が辞表を提出したときは、本会会長がこれを預かり理事会の議を経て、その採否を決するものとする。但し、本会会長の辞表は、本会副会長がこれを預かる。

２　前項による解任及び解任に伴う補欠の役員選任については、定款第２８条により、選任するものとする。

第２４条　役員の行為が、法令、定款若しくは社員総会の決議に違反し、又は役員たる品位を著しく毀損したときは、本会会長は、理事会にはかり裁定委員会の決議を経て、定款第１９条の規定による社員総会の決議によって、その役員を解任することができる。

２　解任された役員の補欠役員の選任は、定款第２８条により、選任するものとする。

第２５条　議長の辞表は副議長、副議長の辞表は議長を経て、本会会長がこれを預かり、理事会の議を経て社員総会に提出し会員の表決によって、その採否を決する。

２　前項の議長、副議長の辞任が求められた時は、定款第１８条により後任の議長又は副議長を選任しなければならない。

３　辞表を提出した役員並びに議長若しくは副議長は、採否を決する理事会または社員総会において意見を述べることができる。

第２６条　前条第２項により、議長又は副議長の後任者選任については、次のとおりとする。

（１）社員総会の議長、副議長ともに事故があるときは、社員総会に出席の会員の中から当日の仮議長を選出して議事を進行させる。

（２）仮議長選出の場合には、会長が議長の職務を行う。

（３）議長、副議長ともに欠けたときは、仮議長の下で議長、副議長の選任を行わなければならない。

第４章　　役員その他の選挙

第２７条　役員その他の選挙を行う社員総会期日は、社員総会の１０日前までに、これを会員に通知しなければならない。

第２８条　定款第２７条による役員の選任に関し、役員に立候補しようとする者(以下「候補者」という。)、または候補者を推薦しようとする者は次に記載するいずれかの手続きを選挙期日の５日前までに行わなければならない。

（1）　会員は、住所、氏名、年齢、役職名を明記した立候補届に、会員１０名以上（候補者自身を除く。)の署名・押印のある候補者推薦書を添付して、本会会長に提出するものとする。

（2）　会員が、他の会員を候補者に推薦しようとするときは、前項の候補者推薦書のほかに被推薦者の承諾書を添え、被推薦者の住所、氏名、年齢、役職名を明記した候補者推薦届に推薦責任者を明記して、本会に提出するものとする。

第２９条　同一推薦者が推薦する候補者の数は、各々の役職名に対し、当日、選挙しようとする役員の数を超えてはならない。

２　本会は、前条の届出を受付順に点検し、前項に違反したものがあるときは、その推薦者の数が、前条第１号に該当するときは受理し、そうでないときは、再提出期限を、届書提出の翌日正午までと指定し、仮受付年月日を記入証印の上、届出人に返却するものとする。

３　返却した届書が、指定期限内に再提出が行われ、前条並びに本条第１項に違反しないことが認められるときは、前条の期限内に提出されたものとみなす。

４　返却した届書が、指定期限内に再提出されないとき又は前項に該当しないときは、仮受付は、自然消滅するものとする。

第３０条　本会役員は、現職のまま他の役職名の役員に立候補し、又は次期役員に立候補することができる。

２　前項前段の場合、立候補した役員に当選したときは、前役員を辞任したものとし、そうでないときは、現役員に留まるものとする。

３　前項の規定は、議長又は副議長が役員に立候補しようとする場合にも準用することができる。

４　本会役員、議長又は副議長は、現職のまま大阪府医師会若しくは日本医師会の役員又は代議員に立候補し就任することができる。

第３１条　本会会長は、第２６条及び第２７条の規定による選任又は選挙の手続きにより、立候補した

会員の氏名を速やかに議長に通告しなければならない。

２　議長は、届出順により候補者の氏名を、選挙会場に掲示するものとする。

３　前項の掲示に候補者氏名の脱漏したものがあるときは、当該候補者若しくはその推薦者は、選挙開始の直前までにその旨を議長に申し出て、その氏名を掲示させなければならない。

４　前項の手続きを経なかったものは、役員選挙の結果如何に拘わらず失格とし、当選無効とする。

第３２条　定款第１６条、第１８条から第２０条、第２７条から第２８条及び第４０条の選挙は、社員総会において、出席会員の投票により決するものとする。

２　投票は、候補者ごとに実施しなければならない。

３　投票は、一会員一票とし、定款第 20 条第 5 項を除き、投票の過半数を得たものを当選人とする。

第３３条　理事又は監事の候補者が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。ただし、定数に達する候補者の得票が同数となった場合は、複数の当該候補者で再選挙を行うものとする。

第３４条　定款第１９条第１項第５号の会長の選定に関しては、有効得票数が過半数に満たない場合には、上位得票者２人で再選挙を行うものとする。

２　副会長の選定に関しては、候補者が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。ただし、定数に達する候補者の得票が同数となった場合は、複数の当該候補者で再選挙を行うものとする。

第３５条　議長、副議長及び裁定委員に立候補しようとするときは、自ら届出て、若しくは他の会員が推薦して届け出ることができる。

２　前項の届出があった場合は、選挙会場に推薦された氏名を掲示するものとする。

第３６条　議長及び副議長に当選したものは、正当な事由なくこれを辞退することができない。

第３７条　投票用紙は、議長が定めるものとする。

第３８条　議長は、出席会員中より、３人の選挙立会人を指名し、投票及び開票に立会わせなければならない。

第３９条　議長は、出席会員中より、若干名の開票管理人を指名しなければならない。

２　開票管理人は、社員総会の出席会員数を点検し、投票用紙を配付することと、開票に関する事務を担任し、選挙立会人立会いの上、投票箱を開き、先ず投票用紙を調査し疑義のあるときは、選挙立会人の意見を聴き、その投票用紙を、受理するか否かを決定しなければならない。

３　開票立会人は、投票の開票点検が終われば、直ちにその結果を議長に報告しなければならない。

第４０条　投票の効力は、選挙立会人に意見を聴き、開票管理人が決定するものとする。

第４１条　次の投票は、これを無効にする。

（1）　規定投票用紙を用いないもの。

（2）　候補者でない者の氏名を記載したもの。

（3）　候補者の何人を記載したか判明し難いもの。

（4）　候補者の氏名のほか住所敬称を除いた他事を記載したもの。

（5） 複数の候補者を記載したもの。

第４２条　本会役員の選挙人は、現に本会会員であって、選挙日の前々月末日現在の会員原簿に登録されている会員でなければならない。

第４３条　大阪府医師会代議員及び予備代議員の選挙は、大阪府医師会定款施行細則の他、以下によるものとする。

（1） 代議員及び予備代議員選挙は、連記投票とする。

（2） 連記すべき候補者数は、議場に諮りこれを定める。

第5章　会　議

第４４条　定款第１５条第２項の定時社員総会は、事業報告、決算、及び決算書類の関係上、毎年６月に開催するのを原則とする。但し、諸般の事情により、定時社員総会の開催時期を多少は変更刷ることができる。

第４５条　社員総会の議長は、会議を総理し、議場の秩序を維持し、議事を円滑に運営し、あくまで公平無私でなければならない。

２　議長は、社員総会の開会後、直ちに出席会員中から、会議録署名者２名を指名するものとする。

３　会議録には、本会会長、議長及び当日指名した会議録署名者２名が署名捺印しなければならない。

４　定款第３８条の議事録の署名・押印について、全監事が理事会を欠席する場合は、議長は、監事に代わり社員総会の議長、副議長を議事録署名人に指名するものとする。

第４６条　理事会の議長は、会長がこれを務める。

２　定款第４６条により設置された委員会の議長は、委員長がこれを務める。

第6章　裁　定　委　員　会

第４７条　裁定委員会の裁定は、定款第４３条及び第４４条の定めによるもののほか、本会裁定委員会規定による。

第7章　会　計

第４８条　定款第１９条第２項の規定にかかる新年度事業計画書及び収支予算書を年度開始前に社員総会に報告することができないときは、当該年度の第１回社員総会において承認を得るまでの間は、前年度予算を踏襲するものとする。

附　則

１．本規則は、平成２５年４月１日より本規則を施行する。

２．本規則の施行日前までに執行された事務処理は、本規則に基づき施行されたものとする。